

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(障害分)交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら障害児者にサービスを継続提供するため、障害福祉サービス施設・事業者等が実施する感染予防対策に必要な経費に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(障害分)を交付するものとし、その交付に関しては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)実施要綱(令和2年6月25日付け障発0625第2号。以下「国実施要綱」という。)及び「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱(令和2年6月30日付け厚生労働省発子第0630第2号・発障0630第1号・発老0630第1号。)」及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、国実施要綱3の(1)①に記載されている障害福祉サービス施設・事業者等及び3(3)①(i)に記載されている計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、在宅サービス事業所(以下「補助事業者」という。)とする。

(交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国実施要綱に基づき、補助事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業
- (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
- (3) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、基準額及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の補助額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に掲げる事業区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額と同表の第3欄に定める基準額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額に、別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を補助

金とする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合、交付申請書（様式第1号）を知事が定める日までに提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号を掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事務所・施設別申請額一覧（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとし、その決定内容を申請者に通知（様式第2号）するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この交付金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更承認決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、中止（廃止）承認決定を行うものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第11条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の 3 月末日のいずれか早い日（第 10 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日から起算して 30 日経過した日）までに、実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業所・施設別実績額一覧（様式 4）
 - (2) 事業完了報告書（事業所単位）（様式 5）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助事業者に通知（様式第 6 号）するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、補助金返還命令通知書（様式第 7 号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第 14 条 知事は、補助事業者から適正な請求を受けた日から 60 日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 15 条 知事は、第 10 条第 1 項の規定に基づく補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が補助されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 30 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業	補助対象経費	基準額	補助率
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	<p>障害福祉サービス施設・事業所等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要なマスク等の衛生用品を購入する経費など国実施要綱3(1)③に例示されるようなサービスを提供するために必要なかかり増し経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>	国実施要綱の別添のとおり	10/10
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	<p>在宅サービス事業所等において、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行うための経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	国実施要綱の別添のとおり	10/10
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	<p>在宅サービス事業所等において、3密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備であって、飛沫防止パネルの購入など国実施要綱3(3)②(iii)に例示されるような環境整備に要する経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	国実施要綱の別添のとおり	10/10